

感染症等に係る登園に関する意見書

(治癒証明/陰性証明・経過観察診断書)

在籍園： 社会福祉法人 恵裕会 光の峰保育園

氏名： (男・女)

生年月日： 年 月 日

- 下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、
感染のおそれがきわめて少なくなったので、 月 日以降の登園が可能であると判断しました。

第1種感染症 「 」【治癒】

第2種感染症 インフルエンザ (A型・B型) 発症した後 (発熱の翌日を1日目として) 5日を経過し
かつ、解熱した後3日を経過するまで

- 麻しん [解熱後3日経過] 風しん [発疹消失]
 水痘 [すべての発疹の痂皮化] 咽頭結膜熱 [主要症状消褪後2日経過]
 流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日経過し かつ全身状態が良好]
 百日咳 [特有の咳が消失 または 5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]
 結核 [感染のおそれなし] 髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

第3種感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎

[感染のおそれなし] 腸管出血性大腸菌感染症* *便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である
コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス

◆第3種その他の感染症 [①～④は、出席停止により感染拡大防止効果があるもの]

- ① A群溶血性連鎖球菌咽頭炎 (溶連菌感染症)
 ② アデノウイルス感染症
 ③ 感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによるもの)
 ④ 急性細気管支炎 (主としてRSウイルス感染によると考えられるもの)

【その他、個人の療養効果を重視した感染症】

- マイコプラズマ感染症/異型肺炎 単純ヘルペス歯肉口内炎 帯状疱疹
 ヘルパンギーナ ヒトメタニューモウイルス クループ 他 ()

- いまだ病名の確定には至ってませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、
現時点での登園は不適切であると判断します

- 血液・粘液を含む便 この24時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発疹
 よだれを伴う口内痛・口内炎 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛
 がんこな咳漱 唾液腺の腫大

その他の意見： ()

年 月 日

医療機関名：

診察医師 (診察した医師に限る)：